

※内灘町に本社本店のある  
法人設立の場合

第40号様式(その1)

法人等の設立(支店等の設置)申告書

		※ 供 覧	課 長	補 佐	係 長	係	整 理 番 号								
平成 28年1月1日 内灘町長	本店又は 主たる事 務所、事 業所等	所在地	内灘町字大学1丁目2番地1												
		名 称	株式会社 内灘												
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		代表者 氏名印	内灘 太郎印					電話 番号	076 (286) 1111						
事業の 目 的	建設業		設 立 登 記 年 月 日	平成28年1月1日											
資 本 金	20,000,000 円		事業 年度	事業開始 初 年 度	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで										
関 与 税 理 士 氏 名	河北 二郎			平 年 度	1月1日から 12月31日まで		1年/回								
町内にある 事務所 事業所及 び寮等の 名称所在 地等	名 称	所在地及び 電 話 番 号	設置年月日	寮等を有する法人等の場 合その施設の利用目的等											
	本社	大学1丁目2番地1 電(286) 1111	平成28年 1月1日												
		電( )	年 月 日												
		電( )	年 月 日												
申告書用紙の 送付等	送付 内容	① 申告に必要な様式を全部送付して欲しい。 ② 別表2(法人税額の分割に関する計算の基礎 明細書)は不要。 ③ 税率の通知のみでよい。					(参考事項) 定款、登記簿謄本(写) 別添								
	上記 の送 付先	① 本店又は主たる事務所、事業所等 ② 内灘町内にある支店又は事務所、事業所等 ③ その他 (所在地 名 称 )													

(備考)

- ※印欄は記載しないでください。
- この申告書は内灘町税条例の規定により当町内に事務所、事業所及び寮等(寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設)を設けた場合に、その日から15日以内に提出してください。
- 登記事項証明書及び定款の写しを必ず添付してください。

※ 町外に本社本店があり、内灘町に支店等を設置する場合

第40号様式(その1)

法人等の設立(支店等の設置)申告書

※ 供覧		課長	補佐	係長	係	整理番号									
平成 28年7月1日 内灘町長	本店又は主たる事務所、事業所等	所在地	金沢市00町1丁目0番												
		名称	株式会社 内灘												
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		代表者氏名印	内灘 一郎 (印)				電話番号	076 (22)XXXX							
事業の目的	建設業		設立登記年	平成10年	10月	1日									
資本金	20,000,000円		事業開始初年度	平成28年	7月	1日から平成29年	3月	31日まで							
関税理士氏名	河北 花子		事業年度	平年度	4月	1日から3月	31日まで	1年/回							
町内にある事務所事業所及び寮等の名称所在地等	名称	所在地及び電話番号	設置年月日	寮等を有する法人等の場合その施設の利用目的等											
	内灘大学店	大学1丁目(番地) 電(286)1111	平成28年7月1日												
		電( )	年 月 日												
申告書用紙の送付等	送付内容	① 申告に必要な様式を全部送付して欲しい。 ② 別表2(法人税額の分割に関する計算の基礎明細書)は不要。 ③ 税率の通知のみでよい。				(参考事項) 定款、登記簿謄本(写) 別添									
	上記の送付先	① 本店又は主たる事務所、事業所等 ② 内灘町内にある支店又は事務所、事業所等 ③ その他 (所在地 名称 )													

(備考)

- ※印欄は記載しないでください。
- この申告書は内灘町税条例の規定により当町内に事務所、事業所及び寮等(寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設)を設けた場合に、その日から15日以内に提出してください。
- 登記事項証明書及び定款の写しを必ず添付してください。